

輸入数量に基づく特別緊急関税の令和4年度における輸入基準数量等

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定がチリについて効力を生ずることに伴い、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第1項の規定に基づき、令和5年2月21日以降の令和4年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

項	概要	輸入基準数量	協定対象外輸入基準数量
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	110 トン
3	クリーム	53 トン	43 トン
4	粉乳類	39,597 トン	32,077 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	2,537 トン
6	加糖れん乳	354 トン	254 トン
7	ヨーグルト	13 トン	13 トン
8	バターミルク	17 トン	17 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	39,555 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	9,577 トン
11	バター	22,803 トン	19,998 トン
12	豆類	80,402 トン	32,815 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	4,396,456 トン
14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	226,552 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	706,467 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	3,603 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	8,752 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	163,917 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	2,312 トン
19	その他のでん粉	1,496 トン	1,308 トン
20	イヌリン	2,774 トン	72 トン
21	落花生	33,564 トン	20,641 トン
22	こんにやく芋	156 トン	156 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	4,838 トン
24	でん粉調製品	287 トン	279 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン

26	その他の調製品 (ミルク 30%以上)	4,970 トン	2,577 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	2,264 トン
28	繭	4.5 トン	4.5 トン
29	生糸	260 トン	260 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第 1 の 6 の項番号。
 - ・ 各協定対象外輸入基準数量は、各項ごとに合計した全世界からの輸入数量から、当該各項の経済連携協定原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。
- ※下線部は、「輸入数量に基づく特別緊急関税の令和 4 年度における輸入基準数量等」（令和 4 年 11 月 28 日公表）からの変更箇所。